

第6号様式(第6条関係)

誓 約 書

第1 暴力団等でない旨の誓約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

【裏面】

第2 係留指定施設使用に関する誓約

申請者は、次の事項について誓約します。

- 1 係留指定施設の利用に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)及び大分県漁港管理条例(昭和33年大分県条例第42号)の規定及び係留指定施設の使用許可に際して付された条件を遵守し、漁業活動及び他の使用者の使用に支障を及ぼす行為は行いません。
- 2 漁港区域内における係留については、知事の指示に従います。
- 3 漁港区域内における事故の防止に努め、第三者に損害を与えた場合は、私の責任において処理します。
- 4 係留中の船舶については、自己の責任において安全かつ適正に管理します。
- 5 許可期間満了により、引き続き使用しない場合又は許可期間中に使用を廃止した場合は、船舶、係留ロープその他私が設置した物件について、自己の責任において原状回復します。
- 6 上記項目の違反により知事から本申請に係る船舶の移動又は撤去を命ぜられたときは、直ちにその命令に従います。

大分県知事 殿

年 月 日

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕